

株式会社ユーアンドエヌ介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社ユーアンドエヌ

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル

（目的）

第2条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するために、必要とされる知識・態度・技能を有する介護職員初任者の養成をはかり、地域福祉の推進に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。
介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

介護職員初任者研修（通信）

（年度事業計画）

第5条 令和7年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	令和7年11月～令和8年3月	20名
合計		20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

（1）東京都近郊在住、在勤で通学可能な者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額はすべて税込み）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
各回	受講料	82,500円	89,100円	一括納入	受講開始 前日まで
	テキスト代	6,600円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
各回	介護福祉サービスの理解	株式会社日本医療企画
	コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解	
	こころとからだのしくみと生活支援技術	

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当社は、面談の上、受講者の決定を行い、受講決定通知を受講者宛に通知する。
- (3) 受講決定通知書を受取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は、受講料の納入を確認した後、教材を郵送する。
- (5) 受講における解約については、受講前の解約の場合は金額はいただかない。なお、受講後開始後の解約の場合は、解約申し出日までにすでに実施された授業回数（欠席含む）分の受講料及び未受講の授業回数の受講料額の20%を合算した金額とする。教材費については返金しない。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式の実施方法)

第14条 通信形式については、次のとおり実施する。

- (1) 学習方法

添削課題を提出期限まで提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとする（A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満）

(3) 個別学習への対応方法

受講生の質問については、TEL（03-5909-2023）もしくはFAX（03-5909-2032）より受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。

(2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。なお、当社で行う補講について、補講ができる単位は科目ごとに行い、受講料については、1科目につき3,300円（税込み）を受講者の負担とする。また、補講は原則として当社において実施す

る予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合、補講できる単位は項目であり、受講料は他の事業者が定める金額によることとする。

補講及び修了試験の期限は、開講日より8ヶ月以内とする。やむを得ない理由があり、書面より該当理由が確認できる場合は1年6ヶ月以内とする。

(受講の取消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生として本分に反した者
- (3) 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱6に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者には、当社において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理方法)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行費用として、430円(送料・税込)事前支払いで入金確認後に送付する。

(公表する情報の項目)

第21条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報公表に基づき、当社ホームページ(URL: <https://u-n-jp.com/>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所等、代表者名、事業所の名称・住所等、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数(専任・兼任別)

(2) 研修事業情報

研修の概要【対象、研修スケジュール(期間、日程、時間数)、定員(研修回ごと)、実習の有無、研修受講までの流れ(募集方法、申込方法等)費用(受講料、テキスト代)、留意事項】

研修カリキュラム【科目別シラバス(科目別学習計画)、通信を行う場合(通信講習)の科目及び時間、指導体制・指導方法】

修了評価【修了評価の方法、評価者、再履修の基準】

実績情報【過去の研修実施回数（年度ごと）、研修修了者数（年度ごと）】
連絡先等【申込み・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先】

（研修事業執行担当部署）

第22条 本研修事業は当社人材教育開発部にて執行する。

（その他留意事項）

第23条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

（1）研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人の確認方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ②住民基本台帳カードの提示
- ③在留カード等の提示
- ④健康保険証の提示
- ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示
- ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等

（2）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：人材教育開発部 電話（03-5909-2023）

（3）事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（4）受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう受講者の指導を行う。

（施行細則）

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

（附則）

この学則は、令和7年9月1日から施行する。